

帰ってこられ！就職応援助成事業費補助金 F A Q

1 補助対象者

Q1 : 富山県外出身者も補助対象になりますか。

A : 補助対象になります。ただし、県内に居住している学生は、補助対象になりません。

Q2 : 富山県外の職業能力開発校（高等技術専門校、テクノスクール等）に在学していますが、補助対象になりますか。

A : 補助対象になります。この事業の対象となる「学生」には、大学（大学に置く大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校、職業能力開発校に在学している学生を含みます。

Q3 : 「就活ラインとやま」に登録していませんが、補助対象になりますか。

A : 補助対象になりません。申請の際には、以下の URL から「就活ラインとやま」の①マイページ ID と、②補助金利用コードを必ず記載ください。

① マイページ ID

ウェブサイトにアクセスし、「個人新規登録」から登録いただき、マイページのトップの ID を記載ください。

② 補助金利用コード

ウェブサイトにアクセスし、「LINE 登録」から卒業年度のグループにお友だち追加いただき、トーク画面で「交通費補助」と送信ください。

「就活ラインとやま」 <https://shukatsu-line.pref.toyama.lg.jp>

2 補助対象事業

Q4 : 富山県又は富山労働局主催の合同企業説明会等とは、具体的にどのようなイベントですか。

A : 富山県ホームページで補助対象となるイベントを公開していますので、詳しくはそちらをご確認ください。

富山県ホームページ <https://www.pref.toyama.jp/>

「就職関連イベント一覧」で検索してください。

Q5 : 富山県外で開催される合同企業説明会や就職・採用活動等の往復交通費も対象となりますか。

A : 対象となりません。富山県内で開催される活動に参加する際に、県外の住所地と県内の目的地の往復移動に要した交通費が対象になります。

Q6 : 就職・採用活動には、どのようなものが含まれますか？

A : 就職・採用活動は、次のいずれかの活動です。

①県内企業が採用を目的として、業界情報、企業情報、新卒求人情報などを学生に対して広く発信していく活動

②県内企業が一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動

このため、内々定・内定後の懇親会や説明会等は、この補助金の対象外となります。

3 補助対象経費

Q7： 補助対象外となる場合はありますか。

A： 国、県、市町村その他公的機関等から、同主旨の補助を別途受けている場合は、補助対象外になります。

Q8： 目的地との往復の経路はどのような経路でも申請できますか。

A： 現在お住まいの住所から、県内の目的地までの往復に要した経費が対象となりますので、最短経路など特定の経路には限定しませんが、当該目的に沿った適切な経路を選択のうえ、申請してください。

Q9： 住所地から富山県内にある実家に一旦移動し、そこから合同企業説明会とインターンシップ、就職・採用活動に参加した場合の交通費は対象になりますか。

A： 対象になります。ただし、移動日と活動参加日があまりに離れる場合は補助対象外とする場合がありますのでご注意ください。

Q10： 大学等から交通費の補助がある場合は、補助対象になりますか。

A： 対象になります。ただし、企業から交通費として支給を受けた場合と同様に、大学等から支給された交通費相当額を除いた額を補助します。

Q11： タクシーや自家用車の利用は補助対象になりますか。

A： 原則として補助対象外となりますが、怪我や障害等で歩行が困難であるなど、真にやむを得ない事情がある場合については、その状況を確認のうえ、補助対象と認める場合がありますので、ご相談ください。

Q12： 県外の住所地と目的地を往復した交通費が補助対象になるとのことですが、往路のみ、または復路のみでも申請できますか。

A： 往路のみ、または復路のみでも申請できます。その場合は、片道分にかかった交通費の1/2に相当する金額を補助します。

4 申請方法

Q13： 申請書はどこで入手できますか。

A： 富山県のホームページよりダウンロードしてください。申請の際には、事前に同ホームページに掲載されている要綱等を必ずご確認ください。

うえでお申込みください。

そのほか富山県電子申請サービスからも申請できます。

富山県電子申請サービス

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=160001&shinseiFmtNo=130310&shinseiEdaban=82>

Q14： 合同企業説明会に参加した証明はどこで入手できますか。

A： 合同企業説明会の会場にて、職員が参加証明書を配布します。希望される方はお受け取りいただいた上で申請書に添付してください。不明点がありましたら会場の職員にお尋ねください。

5 添付書類

Q15： 交通費の領収書を紛失してしまいましたが、申請できますか。

A： 支出した金額を証明できない場合は、申請を受け付けることができません。領収書等は申請時まで大切に保管してください。

Q16： 交通費を支払ったことを証明できる書類とは、どのような書類が認められますか。

A： 以下の書類は証明書類となります。

- ・切符を購入した際の領収書、クレジットカードの明細
- ・降車時に駅で無効印を押した切符
- ・ICカード（Pasmo、Suica など）の利用履歴
- ・その他移動に要した費用および移動経路が分かるもの

6 申請の時期・回数

Q17： 申請はいつまでに行う必要がありますか。

A： 各年度の申請締め切りは、富山県ホームページ等でお知らせします。なお、予算額の上限に達した場合は、締め切り前でも受付終了となりますので、お早めに申請ください。また、申請者の不備等により申請書類が県の申請窓口が届いていない場合の責任は負えません。申請時期終了間近の申請などで書類の到着に不安がある場合は、申請者の判断により、郵送物の配達状況を確認できるサービス等のほか富山県電子申請サービスをご利用ください。

Q18： 一度の申請で2回分まとめて申請できますか。

A： まとめて申請できません。Uターン就職のための活動1回につき、それぞれ申請してください。

Q19： 今年度、この補助金を利用しましたが、次年度以降も申請できますか。

A： 次年度以降も申請できます。